

集団的自衛権の行使は、交戦権を認めない憲法9条に明白に違反するものです。

## 憲法の基本原則を覆してもよいのでしょうか

自民党は、昨年4月「日本国憲法改正草案」を発表しました。草案は、①日本国を「天皇を戴く国家」、天皇を「元首」とし、②戦争放棄に代えて「国防軍」の保持と緊急事態の宣言を新設し、③基本的人権を「公益及び公の秩序」によって制限可能なものにするというものです。

どれも、日本国憲法の基本原則（国民主権・戦争放棄・基本的人権の保障）を根底から覆す規定です。当面、安倍首相と自民党は、本格的な改憲の地ならしとして、国会の改憲発議要件を三分の二以上の多数から過半数へ緩和することを検討しています。自らの都合に合わせて改憲のルールをまず変えてしまおうというのです。

そのうえで、もし自民党の改憲草案の諸条項が通るようなことになれば、言論統制や国家主義に覆われた、あの戦前のような時代に逆戻りしていく可能性すら生まれてくるでしょう。

よいものでしょうか。

戦争を放棄した日本国憲法は、人権の基本に個人の尊重を置き、生命、自由及び幸福追求に対する権利を明記して、平和主義を支えています。こうした基本的人権も平和主義も、ひとたびその一角が失われ否定されてしまつてからでは、取り戻そうとしても遅いのです。

1931年の満州事変から1945年の敗戦にいたる、アジアや太平洋地域での戦争によって、2000万人以上の生命が失われ、日本だけでも死者は310万人を超えました。そうした惨禍が政府の行為によって再び起こることのないように決意したからこそ、私たちは日本国憲法・平和憲法を支えてきたのではないのでしょうか。

私たちは、いま進められている改憲の動きに、強く強く反対します。

（本稿は2013年5月3日「朝日新聞」全国版に掲載された市民意見広告の本文です）

## 第12期市民意見広告運動

# 若者が、子どもたちが、あぶない 武力より平和力、9条の力

「集団的自衛権の行使」とは、米国の戦争に参加するということです

今年2月末の日米首脳会談は、「日米同盟」の強化、日本のTPP（環太平洋連携協定）交渉参加、原発維持、普天間飛行場移設を含む米軍再編計画の推進に合意しました。脱原発の世論を無視し、基地負担軽減を求めるオール沖縄の声をないがしろにして、アメリカの核政策と世界戦略に奉仕しようというのです。

この会談で、安倍首相は、集団的自衛権の行使が可能となるよう、憲法解釈の変更を検討していることをオバマ大統領に伝えました。「集団的自衛権の行使」とは、「米国の戦争に参加する」ということです。米軍の指揮下で、自衛隊が海外に展開する米軍の軍事作戦にいつでも参加できるようになるからです。

## 武力より平和力を

近代日本の植民地支配と戦争の歴史への記憶がうすれていく中で、差別意識に根ざした、近隣アジア諸国への反感や憎しみをあおる排外主義の言動が再び現れるようになってきました。中国や韓国との領土問題を機に、強い行動を期待する危うい発言が飛び交う事態も起こっています。

しかし、外交問題は、日本国憲法前文の「諸国民の公正と信義に信頼して」という理念を生かした地道な話し合いによるべきであり、とりわけ中国や韓国、朝鮮民主主義人民共和国とは、公正な歴史認識に基づく相互理解によつて懸案の解決をはかるべきではないでしょうか。

戦争放棄をうたう第9条は、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」するとして、武力ではなく平和力が必要なことを指し示しています。

## 私たちの国の憲法を、「戦争する」と書きかえますか

戦争は、国家意志の発動として、国民の生命を軽視しておこなわれます。あなたの周りにいる若者が、戦争のために生命を奪われる、あるいはまた、他者の生命を奪うよう命じられることが、再び起こって